

下 水 道 使 用 料 改 定 資 料

令和 4 年 8 月
太子町上下水道事業所

目 次

1. 過去の使用料改定の状況	P 1
2. 下水道使用料の基本的な考え方	P 2
3. 今回の使用料改定の基本的な方針	P 3
4. ケース別改定率について	P 7
5. 使用料改定案	P 8
6. 財政収支計画(現行料金)	P10
7. 財政収支計画(改定後)	P12
8. 近隣市町下水道使用料単価比較表	P14
9. 使用料改定の時期	資料
10. 近隣市町下水道使用料比較表	資料

1. 過去の使用料改定の状況

(1) これまでの使用料改定の経緯

太子町の下水道使用料は、平成3年4月に制定してから、平成7年12月、平成10年4月、平成18年4月、平成21年6月に使用料改定を実施し、現在に至っています。

太子町においては、汲み取り便所の水洗化による生活環境改善を急務と考え、大幅な下水道使用料の値上げを抑制してきた経緯がありますが、平成18年3月に最後の地区（広坂、松尾、上太田、山田）の下水道の面整備を完了したことから、平成21年6月の改定時には、将来にわたって下水道経営が行き詰まることのないように、使用料単価150円/㎡を目安とした使用料の見直しを行いました。

(単位：円) 税 抜

	使用水量	H3. 4. 1	H7. 12. 1	H10. 4. 1	H18. 4. 1	H21. 6. 1
基本使用料	～10 m ³	700	850	1,000	1,000	1,100
超過使用料 (1 m ³ につき)	11～30 m ³	80	100	110	110	125
	31～50 m ³	100	120	140	140	160
	51～100 m ³	120	150	170	170	195
	101 m ³ ～	150	190	210	—	—
	101～300 m ³	—	—	—	210	235
	301 m ³ ～	—	—	—	260	290

(2) 使用料改定率

前回の使用料改定については、平成21年1月に太子町行財政審議会へ「下水道使用料の改定」について諮問し、答申、平成21年3月議会での審議を経て、太子町下水道条例の一部改正を行い、平成21年6月徴収分より平均12.3%の使用料改定を実施しました。

(単位：円) 税 抜

一般汚水 (1 ヶ月につき)				
	使用水量	現行	改定	上昇率 (%)
基本使用料	10 m ³ までの分	1,000	1,100	10.0
超過使用料 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	110	125	13.6
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	140	160	14.3
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	170	195	14.7
	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	210	235	11.8
	300 m ³ を超える分	260	290	11.5

2 下水道使用料の基本的な考え方

2-1 下水道使用料の基本原則

(1) 下水道使用料とは

下水道の維持管理財源としての使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費として負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものです。

(2) 下水道使用料設定の基本原則

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用されています。

その事業経営は、自然現象である雨水を排除し、浸水被害を防除するための費用（雨水処理費）については公費負担とし、一般家庭や事業所などから排出される汚水の処理に係る費用（汚水処理費）は、下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、下水道使用料で賄うことを基本に受益者負担の原則（独立採算）の下に行うとされています。

下水道使用料の基本

下水道法 第20条（使用料）

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

料金の基本原則

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

2-2 使用料体系

(1) 使用料体系とは

使用料体系とは、公費及び私費の負担区分に基づき算出された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを体系化したものです。

(2) 使用料体系の設定の基本原則

下水道使用料は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における「適正な原価」と「個別原価」に基づいて設定されることが原則です。

(3) 使用料体系の種類

公共料金の主要な料金体系は、使用量に係わりなく負担する基本料金と使用量に応じて負担する従量料金を組み合わせた「二部料金制」となっています。

① 二部使用料制（基本使用料と従量使用料）

基本使用料（基本料金）は、使用量の有無に係わりなく賦課されるもので、従量使用料（超過料金）は、使用量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるものです。

使用量に応じて使用料を算定するという従量使用料体系は、法の主旨に照らして合理的なものといえるが、使用量が変動することに対応して使用料収入も変動することから、使用量が過小な場合には使用量に係わりなく発生する経費を賄えないという事態が生じる可能性があります。これを回避し、経営の安定性を確保するため、従量使用料に基本使用料を併置する方法が有効であり、多くの地方公共団体で採用されており、太子町の下水道使用料の体系も、基本使用料と従量使用料の二部使用料制を採用しています。

② 基本水量制

基本使用料に一定の水量を付与することで、この水量の範囲であれば使用料は定額とする使用料設定方法です。

この制度は、基本水量相当の最低使用料を低廉にすると同時に、使用水量に関らず固定的に発生する経費の一部を賄い、経営の安定性を確保するための方策です。

その範囲内の水を自由に使用することで公衆衛生の向上・生活環境の改善に寄与し、下水道への接続促進に大きな役割を果たしてきたところです。

太子町では、基本使用料の中に1か月10 m³までの基本水量を付した体系としています。

③ 累進制

累進制とは、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のことです。水量区分ごとに配賦される使用料対象経費を比較すると、大量排水者の使用量の変動（変

動需要率又は超過需要率) が生活排水等に比べて概して大きいため、使用料対象経費に大きな割合を占める固定費の配賦の結果、生活排水等に比べて大量排水ほど単位当たりの使用料対象経費が増加するという傾向にあります。このことは、個別原価に基づく使用料体系としての累進体系の採用の妥当性に根拠を与えるものです。

また、累進制は、需要抑制のインセンティブが働くことから、一般的には資源問題、環境問題等の解決に寄与するといわれています。

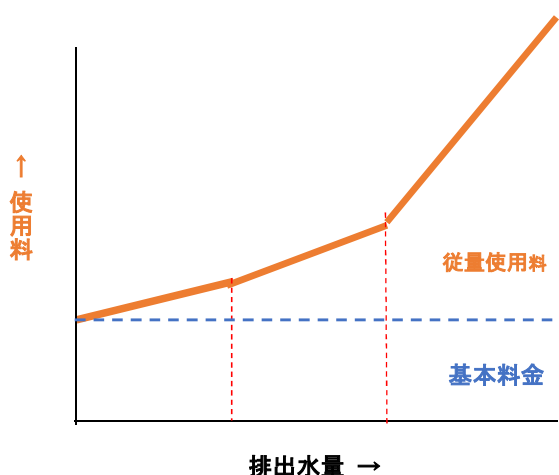
累進度とは、累進体系における水量区分ごとの使用料単価の最小のものに対する倍率であり、その設定は、使用料対象経費の配賦の結果として設定されるべきものです。資源問題等の政策的配慮を加味した累進度の設定によっては、需要抑制に対するインセンティブが強く働きすぎることがあります。このため、使用料算定期間における排水需要予測との間に食い違いが生じ、事業の安定した収支の均衡の確保が困難となる場合もあります。

したがって、累進度の設定に当たっては、省資源社会への指向を踏まえつつ、水量区分ごとの排水需要への影響等を勘案し、地方公共団体の実情に対応した適切なものとしなければなりません。

太子町の使用料体系は、累進制を採用しており、累進度は 2.3 となります。

$$\frac{\text{最大使用料単価}(300 \text{ m}^3\text{を超える分の単価})}{\text{最小使用料単価}(10 \text{ m}^3\text{を超え } 30 \text{ m}^3\text{までの分の単価})} = \frac{290 \text{ 円/m}^3}{125 \text{ 円/m}^3} = 2.3$$

二部使用料制（基本水量なし、通増型）

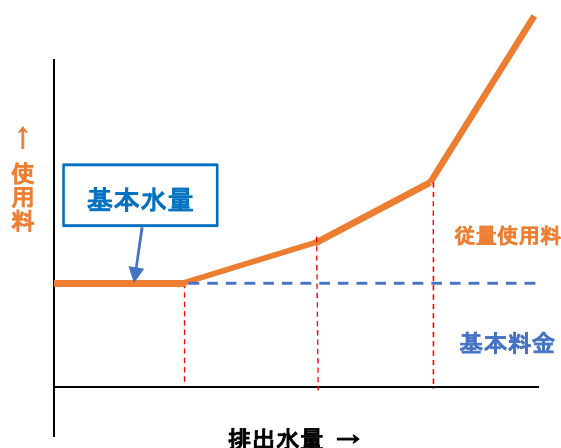


【特徴】 需要抑制型料金。主に省資源、省エネの観点から採用される。

【適用例】 電気料金、一部の水道料金、下水道使用料

基本水量付二部使用料制（通増型）

(太子町が採用している体系)



【特徴】 通増型二部料金制に一定の使用料までは使用の有無に係わらず定額の最低料金を設定したもの。

【適用例】 水道料金、下水道使用料

3 今回の使用料改定の基本的な方針

3-1 使用料算定期間

下水道使用料の算定に当たっては、将来の一定期間における事業運営に必要な経費を適正に把握する必要があります。あまり長い算定期間をとると、諸経費の物価変動、有収水量等の使用料算定要素を把握することが困難となり、一方、あまり短い算定期間にする、できるだけ安定性を保つ必要がある公共料金の性格上望ましくないことから、使用料算定期間は、一般的には3年から5年が適当となります。

「下水道使用料算定の基本的考え方」（2016年度版、公益社団法人日本下水道協会編）

太子町においては、当初の使用料制定（平成3年4月）から平成7年12月、平成10年4月、平成18年4月、平成21年6月と計4回の使用料改定を実施しており、前回（平成21年6月）改定時においては、平成21年度から平成25年度までの5年間を算定期間として改定作業を行ったところです。

今回の改定作業においては、前回改定時と同様に、事業運営に必要な経費を適正に把握し、見積る必要があることから、算定期間として適当とされる期間の、最も長期間となる5年間（令和5年度から令和9年度までの5年間）としています。

3-2 使用料対象経費

使用料対象経費は、污水处理に要する経費（維持管理費分及び資本費分）とします。

なお、使用料体系が異なる前処理場分の経費については除外し、一般汚水分の経費のみを使用料対象経費とします。

（1）維持管理費

維持管理費は、下水道施設を維持管理していくために必要な費用（維持管理にかかる人件費や管渠施設の維持管理のための委託料、電気代、修繕費などのほか、太子町では揖保川流域下水道への維持管理負担金などを含む。）のことで、適正かつ効率的な維持管理における必要な経費を算定します。

なお、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費や不明水の処理に要する経費などは公費で負担されるものとし、污水处理費から公費負担分を控除します。

算定期間中の物価変動については、直近の消費者物価指数の動向や今後も物価上昇の定着により1%台の伸びが確保されとの見通しなどから、算定期間中の維持管理費の推計においても、同程度の物価上昇率を考慮して推計しております。

総務省統計局公表：2020年基準 消費者物価指数 2022年（令和4年）4月分

＜生鮮食品を除く総合指数は2020年を100として101.4、前年同月比は2.12%の上昇＞

(2) 資本費

資本費は、下水道施設を整備するために必要な費用であり、地方公営企業法を適用する太子町の場合は、減価償却費及び企業債支払利息等から構成されます。

いずれも、過去の投資実績及び将来の効率的な投資計画に基づき、適切に算定することが必要です。

なお、分流式下水道等に要する経費は、公費で負担されるものとし、污水处理費から公費負担分を控除します。

(3) 使用料対象経費の検討

本来は、使用料算定期間における維持管理費及び資本費から、それぞれ公費負担すべき経費を除いた全額を使用料対象経費とすべきですが、今回の改定においては、住民生活への影響、近隣市町における使用料単価の水準や污水处理に係る経費回収率の実態などを考慮し、維持管理費分及び資本費分を賄うことができる割合の収支状況を検証しました。

3-3 使用料体系について

(1) 使用料体系

今回の改定においては、現行の使用料体系（二部使用料制・基本水量制・累進制）を維持するものとし、体系の見直しは行わないこととします。

基本使用料（基本水量 10 m³付）＋ 従量使用料（累進制、5 段階）

ケース別改定率及び経費回収率

条件	平均使用料単価	改定率	経費回収率
【現行】 現行の使用料水準を維持する (改定しない)	140.62 円/m ³	—	68.5%
【本来望まれる下水道使用料】 公費負担経費控除後の維持管理及び資本費の全額を 使用料対象経費とする	203.51 円/m ³	44.7%	99.2%
【下水道使用料改定案】 公費負担経費控除後の資本費（支払利息+減価償却費） の 80%と維持管理費の全額を使用料対象経費とする	180.04 円/m ³	28.0%	87.8%

※上記の平均使用料単価、改定率及び経費回収率については、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で算定期間として計算した数値です。

本来望まれる下水道使用料

(単位：円) 税 抜

一般汚水（1 ヶ月につき）				
	使用水量	現行	理想	上昇率（%）
基本使用料	10 m ³ まで	1,100	1,600	45.5%
超過使用料 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	125	180	44.0%
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	160	230	43.8%
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	195	285	46.2%
	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	235	340	44.7%
	300 m ³ を超える分	290	420	44.8%

平均改定率 44.7%

下水道使用料改定案

(単位：円) 税 抜

一般汚水（１ヶ月につき）				
	使用水量	現行	改定（案）	上昇率（％）
基本使用料	10 m ³ まで	1, 100	1, 410	28. 2%
超過使用料 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	125	160	28. 0%
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	160	205	28. 1%
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	195	250	28. 2%
	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	235	300	27. 7%
	300 m ³ を超える分	290	370	27. 6%

平均改定率 28. 0%

太子町下水道使用料改定の推移

(単位：円) 税 抜

	使用水量	H3. 4. 1	H7. 12. 1	H10. 4. 1	H18. 4. 1	H21. 6. 1	改定（案）
基本使用料	～ 10 m ³	700	850	1, 000	1, 000	1, 100	1, 410
超過使用料	11 ～ 30 m ³	80	100	110	110	125	160
	31 ～ 50 m ³	100	120	140	140	160	205
	51 ～ 100 m ³	120	150	170	170	195	250
	101 m ³ ～	150	190	210	—	—	—
	101 ～ 300 m ³	—	—	—	210	235	300
	301 m ³ ～	—	—	—	260	290	370

2ヶ月あたり下水道使用料比較表

(単位：円) 税 込

使用水量	改定前	改定後	上昇額
0 m ³	2,420	3,102	682
10 m ³	2,420	3,102	682
20 m ³	2,420	3,102	682
30 m ³	3,794	4,686	892
40 m ³	5,170	6,622	1,452
50 m ³	6,544	8,382	1,838
100 m ³	14,960	19,162	4,202
300 m ³	62,260	79,662	17,402
1000 m ³	267,410	341,462	74,052

2ヶ月あたりの水道料金＋下水道使用料（改定前）

(単位：円) 税 込

使用水量	上水	下水	合計
0 m ³	1,980	2,420	4,400
10 m ³	1,980	2,420	4,400
20 m ³	1,980	2,420	4,400
30 m ³	3,080	3,794	6,874
40 m ³	4,180	5,170	9,350
50 m ³	5,280	6,544	11,824
100 m ³	11,000	14,960	25,960
300 m ³	36,740	62,260	99,000
1000 m ³	129,140	267,410	396,550

2ヶ月あたりの水道料金＋下水道使用料（改定後）

(単位：円) 税 込

使用水量	上水	下水	合計
0 m ³	1,980	3,102	5,082
10 m ³	1,980	3,102	5,082
20 m ³	1,980	3,102	5,082
30 m ³	3,080	4,686	7,766
40 m ³	4,180	6,622	10,802
50 m ³	5,280	8,382	13,662
100 m ³	11,000	19,162	30,162
300 m ³	36,740	79,662	116,402
1000 m ³	129,140	341,462	470,602

財政収支計画（現行使用料）

（単位：千円）

年 度			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
区 分			決 算	予 算							
収 入 的 収 益 的 支 出 的 経 常 損 益	収 入 的 収 益	1. 営 業 収 益	465,686	463,010	464,072	461,953	461,105	460,309	459,326		
		(1) 下 水 道 使 用 料	464,809	462,672	463,734	461,615	460,767	459,971	458,988		
		(2) そ の 他	877	338	338	338	338	338	338		
		2. 営 業 外 収 益	674,996	653,584	537,958	533,746	529,773	525,011	521,198		
		(1) 他 会 計 負 担 金（基準内）	159,724	139,097	117,802	114,096	110,418	106,920	103,801		
		(2) 他 会 計 補 助 金（基準外）	294,046	293,369	211,042	210,373	209,927	208,453	207,531		
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入	218,710	221,111	209,107	209,270	209,421	209,631	209,859		
		(4) そ の 他	2,516	7	7	7	7	7	7		
		収 入 計	1,140,682	1,116,594	1,002,030	995,699	990,878	985,320	980,524		
		支 出 的 経 常 損 益	支 出 的 経 常 損 益	1. 営 業 費 用	932,080	962,074	905,470	906,617	908,119	908,367	909,247
	(1) 職 員 給 与 費			39,429	40,140	40,943	41,762	42,597	43,449	44,318	
	(2) 経 費			279,988	308,696	274,291	274,814	275,307	275,812	276,140	
	一 般 汚 水 分				279,988	308,696	274,291	274,814	275,307	275,812	276,140
				動 力 費	2,243	3,000	3,060	3,121	3,184	3,247	3,312
				修 繕 費	3,131	5,888	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889
				委 託 料	8,241	15,496	9,951	10,050	10,151	10,252	10,355
				流 域 維 持 管 理 経 費	240,933	256,174	225,611	225,973	226,304	226,643	226,803
				負 担 金	20,736	23,470	25,792	25,792	25,792	25,792	25,792
				そ の 他	4,704	4,668	3,988	3,989	3,988	3,989	3,989
	(3) 減 価 償 却 費		612,663	613,238	590,237	590,041	590,215	589,106	588,789		
	2. 営 業 外 費 用		158,051	130,579	114,352	98,842	84,995	71,486	59,510		
	(1) 支 払 利 息		149,769	130,579	114,352	98,842	84,995	71,486	59,510		
	(2) そ の 他		8,282	0	0	0	0	0	0		
	支 出 計		1,090,131	1,092,653	1,019,822	1,005,459	993,114	979,853	968,756		
	経 常 損 益	50,551	23,941	△ 17,793	△ 9,760	△ 2,236	5,468	11,768			
特 別 利 益		0	1	1	1	1	1	1			
特 別 損 失		694	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
特 別 損 益		△ 694	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999			
当 年 度 純 利 益（又 は 純 損 失）		49,857	22,942	△ 18,792	△ 10,759	△ 3,235	4,469	10,769			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金		△ 103,763	△ 80,821	△ 99,613	△ 110,371	△ 113,606	△ 109,138	△ 98,369			
基準外繰入金控除後の当年度純利益（又は純損失）		△ 244,189	△ 270,427	△ 229,834	△ 221,132	△ 213,162	△ 203,984	△ 196,762			

財政収支計画（現行使用料）

年 度 区 分			R3年度 決 算	R4年度 予 算	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
資本的収入 支出	資本的収入	1. 企 業 債	263,400	514,400	172,950	123,450	113,450	158,450	158,450
		うち資本費平準化債	100,000	80,000	60,000	30,000	20,000	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	461,807	517,385	461,719	478,502	476,873	468,891	430,599
		3. 国（都道府県）補助金	46,129	194,200	36,500	17,000	17,000	82,000	82,000
		4. 工 事 負 担 金	8,808	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		5. そ の 他	0	1	1	1	1	1	1
		計 (A)	780,144	1,232,986	678,170	625,953	614,324	716,342	678,050
	資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)－(B) (C)	780,144	1,232,986	678,170	625,953	614,324	716,342	678,050
		1. 建 設 改 良 費	245,034	650,300	156,300	117,300	117,300	247,300	247,300
		2. 企 業 債 償 還 金	974,198	951,784	924,045	868,573	867,127	819,837	720,589
		3. そ の 他	0	1,000	0	0	0	0	0
		計 (D)	1,219,232	1,603,084	1,080,345	985,873	984,427	1,067,137	967,889
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)－(C) (E)		439,088	370,098	402,175	359,920	370,103	350,795	289,839	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	423,057	370,098	402,175	359,920	370,103	350,795	289,839	
	2. そ の 他	16,031	0	0	0	0	0	0	
	計 (F)	439,088	370,098	402,175	359,920	370,103	350,795	289,839	
補 填 財 源 不 足 額 (E)－(F)		0	0	0	0	0	0	0	

財政収支計画（改定後）

（単位：千円）

年 度			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
区 分			決 算	予 算						
収 入 の 収 入 支 出 経 常 損 益	収 入 の 収 入	1. 営 業 収 益	465,686	463,010	594,086	591,374	590,289	589,270	588,012	
		(1) 下 水 道 使 用 料	464,809	462,672	593,748	591,036	589,951	588,932	587,674	
		(2) そ の 他	877	338	338	338	338	338	338	
		2. 営 業 外 収 益	674,996	653,584	537,958	533,746	529,773	525,011	521,198	
		(1) 他 会 計 負 担 金（基準内）	159,724	139,097	117,802	114,096	110,418	106,920	103,801	
		(2) 他 会 計 補 助 金（基準外）	294,046	293,369	211,042	210,373	209,927	208,453	207,531	
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入	218,710	221,111	209,107	209,270	209,421	209,631	209,859	
		(4) そ の 他	2,516	7	7	7	7	7	7	
		収 入 計	1,140,682	1,116,594	1,132,044	1,125,120	1,120,062	1,114,281	1,109,210	
	収 入 の 支 出	1. 営 業 費 用	932,080	962,074	905,470	906,617	908,119	908,367	909,247	
		(1) 職 員 給 与 費	39,429	40,140	40,943	41,762	42,597	43,449	44,318	
		(2) 経 費	279,988	308,696	274,291	274,814	275,307	275,812	276,140	
		一 般 汚 水 分	動 力 費	2,243	3,000	3,060	3,121	3,184	3,247	3,312
			修 繕 費	3,131	5,888	5,889	5,889	5,889	5,889	5,889
			委 託 料	8,241	15,496	9,951	10,050	10,151	10,252	10,355
			流 域 維 持 管 理 経 費	240,933	256,174	225,611	225,973	226,304	226,643	226,803
			負 担 金	20,736	23,470	25,792	25,792	25,792	25,792	25,792
			そ の 他	4,704	4,668	3,988	3,989	3,988	3,989	3,989
		(3) 減 価 償 却 費	612,663	613,238	590,237	590,041	590,215	589,106	588,789	
		2. 営 業 外 費 用	158,051	130,579	114,352	98,842	84,995	71,486	59,510	
		(1) 支 払 利 息	149,769	130,579	114,352	98,842	84,995	71,486	59,510	
		(2) そ の 他	8,282	0	0	0	0	0	0	
		支 出 計	1,090,131	1,092,653	1,019,822	1,005,459	993,114	979,853	968,756	
		経 常 損 益	50,551	23,941	112,222	119,661	126,947	134,429	140,453	
		特 別 利 益		0	1	1	1	1	1	1
特 別 損 失		694	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
特 別 損 益		△ 694	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999		
当 年 度 純 利 益（又 は 純 損 失）		49,857	22,942	111,223	118,662	125,948	133,430	139,454		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金		△ 103,763	△ 80,821	30,402	149,064	275,013	408,443	547,897		
基準外繰入金控除後の当年度純利益（又は純損失）		△ 244,189	△ 270,427	△ 99,819	△ 91,711	△ 83,978	△ 75,024	△ 68,076		

兵庫県内（西播磨・中播磨地区・姫路市）の下水道使用料体系の状況 ＜１ヶ月＞

（単位：円、税抜）

団体名 汚水排出量		太子町	太子町 (改定案)	たつの市	宍粟市	相生市	赤穂市	上郡町	姫路市	播磨町	稲美町
基本使用料						1,173			860		
従 量 使 用 料 (円／ ㎡)	5㎡	1,100	1,410	900	1,100	42	880	1,400	17	850	850
	10㎡			130	140	159		140	136	100	98
	20㎡	125	160	160	170	201	135	150	172	110	110
	30㎡							160	202	120	127
	40㎡	160	205					170			
	50㎡										
	60㎡										
	70㎡			200		245		180	227	145	150
	80㎡	195	250				200				
	90㎡										
	100㎡					266			252	180	
	200㎡	235	300		200			190	316	215	
	300㎡										
	400㎡										
	500㎡			220		276	210				
	600㎡	290	370					200	367	265	
	1,000㎡										
	2,000㎡						245	220	385		
累進		2.3	2.3	1.7	1.4	6.5	1.8	1.6	22.6	2.65	1.77
端数		1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	1円未満切り捨て	10円未満切り捨て	10円未満切り捨て
現行使用料制定年月日		H21.6.1	R5.7.1(予定)	R1.10.1	H26.4.1	R4.4.1	H30.4.1	H20.4.1	H29.4.1	H22.4.1	H27.10.1

27.5㎡の使用料 3,616 4,631 3,740 3,905 4,929 3,567 4,318 4,048 2,943 2,921

兵庫県内（西播磨・中播磨・東播磨）の水量別下水道使用料の状況　＜１ヶ月＞

(単位：円・税込)

区分	一般污水																			
	0 ㎡		5 ㎡		10 ㎡		20 ㎡		27.5 ㎡		30 ㎡		40 ㎡		50 ㎡		100 ㎡		500 ㎡	
	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価
た つ の 市	990	-	990	198.0	990	99.0	2,420	121.0	3,740	136.0	4,180	139.3	5,940	148.5	8,140	162.8	19,140	191.4	115,940	231.9
宍 粟 市	1,210	-	1,210	242.0	1,210	121.0	2,750	137.5	3,905	142.0	4,290	143.0	6,160	154.0	8,030	160.6	19,030	190.3	107,030	214.1
相 生 市	1,290	-	1,290	258.0	1,521	152.1	3,270	163.5	4,929	179.2	5,481	182.7	7,945	198.6	10,409	208.2	23,884	238.8	144,224	288.4
赤 穂 市	968	-	968	193.6	968	96.8	2,453	122.7	3,567	129.7	3,938	131.3	5,753	143.8	7,568	151.4	18,568	185.7	108,768	217.5
上 郡 町	1,540	-	1,540	308.0	1,540	154.0	3,080	154.0	4,318	157.0	4,730	157.7	6,490	162.3	8,360	167.2	18,260	182.6	101,860	203.7
姫 路 市	946	-	1,040	208.0	1,133	113.3	2,629	131.5	4,048	147.2	4,521	150.7	6,743	168.6	8,965	179.3	21,450	214.5	153,450	306.9
播 磨 町	935	-	935	187.0	935	93.5	2,035	101.8	2,943	107.0	3,245	108.2	4,565	114.1	5,885	117.7	13,860	138.6	115,610	231.2
稲 美 町	935	-	935	187.0	935	93.5	2,013	100.7	2,921	106.2	3,223	107.4	4,620	115.5	6,017	120.3	14,267	142.7	90,387	180.8
平 均 (太子町除く)	1,102	-	1,114	222.7	1,154	115.4	2,581	129.1	3,796	138.0	4,201	140.0	6,027	150.7	7,922	158.4	18,557	185.6	117,159	234.3
太 子 町	1,210	-	1,210	242.0	1,210	121.0	2,585	129.3	3,616	131.5	3,960	132.0	5,720	143.0	7,480	149.6	18,205	182.1	133,705	267.4
太 子 町 (改 定 案)	1,551	-	1,551	310.2	1,551	155.1	3,311	165.6	4,631	168.4	5,071	169.0	7,326	183.2	9,581	191.6	23,331	233.3	170,731	341.5

兵庫県内（西播磨・中播磨・東播磨）の水量別下水道使用料の状況　＜２ヶ月＞

(単位：円・税込)

区分	一般污水																			
	0 ㎡		10 ㎡		20 ㎡		40 ㎡		55 ㎡		60 ㎡		80 ㎡		100 ㎡		200 ㎡		1000 ㎡	
	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価	使用料	1㎡単価
た つ の 市	1,980	-	1,980	396.0	1,980	198.0	4,840	242.0	7,480	272.0	8,360	278.7	11,880	297.0	16,280	325.6	38,280	382.8	231,880	463.8
宍 粟 市	2,420	-	2,420	484.0	2,420	242.0	5,500	275.0	7,810	284.0	8,580	286.0	12,320	308.0	16,060	321.2	38,060	380.6	214,060	428.1
相 生 市	2,580	-	2,580	516.0	3,042	304.2	6,540	327.0	9,857	358.4	10,962	365.4	15,890	397.3	20,818	416.4	47,768	477.7	288,448	576.9
赤 穂 市	1,936	-	1,936	387.2	1,936	193.6	4,906	245.3	7,133	259.4	7,876	262.5	11,506	287.7	15,136	302.7	37,136	371.4	217,536	435.1
上 郡 町	3,080	-	3,080	616.0	3,080	308.0	6,160	308.0	8,635	314.0	9,460	315.3	12,980	324.5	16,720	334.4	36,520	365.2	203,720	407.4
姫 路 市	1,892	-	2,080	416.0	2,266	226.6	5,258	262.9	8,096	294.4	9,042	301.4	13,486	337.2	17,930	358.6	42,900	429.0	306,900	613.8
播 磨 町	1,870	-	1,870	374.0	1,870	187	4,070	203.5	5,885	214.0	6,490	216.3	9,130	228.3	11,770	235.4	27,720	277.2	231,220	462.4
稲 美 町	1,870	-	1,870	374.0	1,870	187	4,026	201.3	5,841	212.4	6,446	214.9	9,240	231.0	12,034	240.7	28,534	285.3	180,774	361.5
平 均 (太子町除く)	2,204	-	2,227	445.4	2,308	230.8	5,163	258.1	7,592	276.1	8,402	280.1	12,054	301.4	15,844	316.9	37,115	371.1	234,317	468.6
太 子 町	2,420	-	2,420	484.0	2,420	242.0	5,170	258.5	7,233	263.0	7,920	264.0	11,440	286.0	14,960	299.2	36,410	364.1	267,410	534.8
太 子 町 (改 定 案)	3,102	-	3,102	620.4	3,102	310.2	6,622	331.1	9,262	336.8	10,142	338.1	14,652	366.3	19,162	383.2	46,662	466.6	341,462	682.9